

協 定

大規模災害時における燃料及び
活動拠点の提供に関する協定書

宝 樹

むは神龍るたは二朝宮典勢大
春宝樹るを國二地皇の点置便西



大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書

株式会社高知ニュードライバー学院（以下「甲」という。）と高知県土佐警察署（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における警察活動への燃料及び活動拠点の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に乙が商用給油所で速やかに給油を受けることが困難な状況となった場合において、甲の保管する燃料の警察車両等への給油、及び甲が所有する敷地及び施設（以下「敷地等」という。）を警察部隊の活動拠点として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（燃料の提供）

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対して燃料の提供について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、可能な限り乙に対し燃料を提供するものとする。

なお、具体的な燃料の提供要領等は、甲及び乙が協議の上、別に覚書で取り決めるものとする。

（費用の負担等）

第3条 前条の要請に基づき提供された燃料の費用は、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料提供後、提供した油種及び数量に基づき、災害発生時の直前における高知県と高知県石油業共同組合の単価契約価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は前項で決定した費用について、乙に対し請求書による請求手続きを行い、請求を受理した乙は、速やかに当該費用を支払うものとする。

（敷地等の使用）

第4条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点（部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。）として、甲の敷地等の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に敷地等を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地等の使用要領等は、甲及び乙が協議して別に覚書で取り

關於在中華人民共和國境內從事商業活動的規定

第一章 總則

第一條 為了規範在中華人民共和國境內從事商業活動的行為，維護市場秩序，促進經濟發展，特制定本規定。

第二條 本規定所稱的商業活動，是指以營利為目的，在市場上進行的商品交換行為。

第三條 凡在中華人民共和國境內從事商業活動的法人、其他組織和個人，均應遵守本規定。

第四條 商業活動應當遵循公平、誠信、合法、公序良俗的原則。

第五條 商業活動應當遵守國家法律、法規，不得損害國家利益、社會公共利益和他人合法權益。

第六條 商業活動應當遵守商業道德，不得從事違法亂紀、損害社會風俗的行為。

第七條 商業活動應當遵守市場規則，不得從事壟斷、欺詐、不正当竞争等行為。

第八條 商業活動應當遵守契約精神，不得違反契約約定，損害契約當事人的合法權益。

第九條 商業活動應當遵守稅收法律、法規，不得偷稅漏稅、逃避稅收。

第十條 商業活動應當遵守金融法律、法規，不得從事非法金融活動，不得損害金融穩定。

第十一條 商業活動應當遵守勞動法律、法規，不得違反勞動契約，不得損害勞動者的合法權益。

第十二條 商業活動應當遵守消費者權益保護法律、法規，不得損害消費者的合法權益。

第十三條 商業活動應當遵守環境保護法律、法規，不得污染環境，不得損害生態環境。

第十四條 商業活動應當遵守社會公德，不得從事有損社會公序良俗的行為。

第十五條 商業活動應當遵守國際貿易規則，不得違反國際貿易契約，不得損害國際貿易秩序。

第十六條 商業活動應當遵守其他法律、法規，不得違反其他法律、法規的規定。

第十七條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第十八條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第十九條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十一條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十二條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十三條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十四條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十五條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十六條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十七條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十八條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第二十九條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

第三十條 商業活動應當遵守本規定的其他規定，不得違反本規定的其他規定。

決めるものとする。

- 3 敷地等の使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行うこととする。

(協議事項等)

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

有効期間)

6条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

平成27年7月27日

甲 高知県吾川郡いの町枝川282番地
株式会社高知ニュードライバー学院

代表取締役社長

乙 高知県土佐市高岡町甲1842番地1
高知県土佐警察署

署長



覚 書

「大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の
提供に関する協定書」に係る細部事項について



書 貸

この書は、日本の歴史を記したもので、その内容は、
下巻に「日本書紀」として、上巻に「古事記」として、



平成 27 年 7 月 27 日

株式会社高知ニュードライバー学院

代 表 取 締 役 社 長

高 知 県 土 佐 警 察 署 長

覚書

「大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供
に関する協定書」に係る細部事項について

1 燃料の提供要領

株式会社高知ニュードライバー学院（以下「甲」という。）の高知県土佐警察署長（以下「乙」という。）に対する燃料の提供については、下記要領により行うものとする。

- (1) 乙が別記第 1 号様式により、甲に対し燃料の提供を要請する。
- (2) 甲が上記要請を承認する場合は、乙に対し別記第 2 号様式の書面を交付する。承認しないときは、口頭又は電話により乙に対しその旨を伝える。
- (3) 上記 (2) で承認された場合、次の要領で給油を行う。
 - ① 乙が別記第 3 号様式の給油伝票（依頼用）に必要事項を記載し、甲に対し提出する。
 - ② 乙は給油所設置の「給油日誌」に必要事項を記載し、原則として甲が、乙の立会の下、給油伝票記載の数量分給油する。
 - ③ 給油完了後、甲は上記給油伝票（確認用）に給油者及び給油車両運転者署名等のうえ、これを切り離して乙に交付する。
- (4) 乙は、全給油が終了した場合又は承認された期間を終了しこれを更新しない場合は、甲にその旨連絡する。
- (5) 甲は、燃料提供の都度又は該当する月中給油分を乙に対し別記第 4 号様式により通知する。

なお、乙に対する請求書は当月分を月末までに請求する。

1

第 1 章 緒 言

第 2 章 基礎理論

第 3 章 応用事例

第 4 章 結 語

第 5 章 参考文献

目 次

第 1 章 緒 言 1

第 2 章 基礎理論 2

第 3 章 応用事例

第 4 章 結 語 3

第 5 章 参考文献 4

第 6 章 付 録 5

第 7 章 索引 6

第 8 章 謝 辞 7

第 9 章 著者略歴 8

第 10 章 編集後記 9

第 11 章 編集後記 10

第 12 章 編集後記 11

第 13 章 編集後記 12

第 14 章 編集後記 13

第 15 章 編集後記 14

第 16 章 編集後記 15

第 17 章 編集後記 16

第 18 章 編集後記 17

第 19 章 編集後記 18

第 20 章 編集後記 19

- (6) 給油に際しては、適切な担当者を配置する等し、消防法その他の関係法令を遵守する。

2 敷地等の使用要領

乙による甲の敷地等の使用については、前記燃料の提供要領を準用した要請及び承認の手続きを執り、承認された場合、乙は次の点に留意した上で使用する。

敷地等の使用にあたっては、原則として現状のまま使用するよう努める。ただし、雑草の除去、テント設営のための杭の打ち込み等、通常許容され得る軽微な変更や現状回復が容易な措置については、乙の判断により対処可能とする。

- (2) 敷地内の設備（建物、照明、水道等）の使用について必要が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議した上で対処する。
- (3) 使用後は乙をして現状回復措置を執る。なお、現状回復が困難な場合は、その補償について、甲及び乙が協議し、決定する。
- (4) 甲は、承認期間内であっても、甲にやむを得ない理由がある場合、何ら損害賠償義務を負うことなく、乙に通知することにより、いつでも本覚書に基づく承認期間を終了することができる。
- (5) 乙に提供する敷地の範囲は、高知県公安委員会の教習業務上の指定範囲（コース、校舎等）を含め、状況に応じてその都度、甲及び乙が協議し、決定する。

1. The first part of the document is a letter from the President of the United States to the Congress, dated January 3, 1862.

2. The second part is a report from the Secretary of the Treasury, dated January 3, 1862.

3. The third part is a report from the Secretary of the Interior, dated January 3, 1862.

4. The fourth part is a report from the Secretary of the War, dated January 3, 1862.

5. The fifth part is a report from the Secretary of the Navy, dated January 3, 1862.

6. The sixth part is a report from the Secretary of the State, dated January 3, 1862.

7. The seventh part is a report from the Secretary of the War, dated January 3, 1862.

8. The eighth part is a report from the Secretary of the Navy, dated January 3, 1862.

9. The ninth part is a report from the Secretary of the State, dated January 3, 1862.

10. The tenth part is a report from the Secretary of the War, dated January 3, 1862.

11. The eleventh part is a report from the Secretary of the Navy, dated January 3, 1862.

12. The twelfth part is a report from the Secretary of the State, dated January 3, 1862.

別記第1号様式

年 月 日

株式会社

高知ニュードライバー学院 様

代表取締役社長

高知県

土佐警察署長

緊急の協力要請について

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1 要請内容（※ ☐ で囲む）

- (1) 燃料の提供【レギュラーガソリン・軽油】
- (2) 敷地の使用
- (3) その他

2 要請期間

年 月 日 から

年 月 日 までの間

3 本件担当

☐ 氏名 :

☐ 連絡先 :

以 上

2001.03.1

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

第100号

別記第2号様式

年 月 日

高知県土佐警察署長 殿

株式会社

高知ニュードライバー学院

代表取締役社長



緊急の協力要請に対する承認について

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書に基づき、

年 月 日付けで要請のあった件について、下記のとおり承認
します。

記

1 承認内容（※ で囲む）

- (1) 燃料の提供【レギュラーガソリン・軽油】
- (2) 敷地の使用
- (3) その他

2 承認する期間

年 月 日 から

年 月 日 までの間

3 本件担当

○ 氏名 :

○ 連絡先 :

以 上

1. 姓名: [Redacted]
2. 性别: [Redacted]
3. 年龄: [Redacted]
4. 职业: [Redacted]
5. 住址: [Redacted]
6. 联系电话: [Redacted]
7. 电子邮箱: [Redacted]
8. 身份证号: [Redacted]

9. 婚姻状况: [Redacted]
10. 教育程度: [Redacted]
11. 工作经历: [Redacted]
12. 兴趣爱好: [Redacted]

13. 健康状况: [Redacted]
14. 家族病史: [Redacted]
15. 其他信息: [Redacted]

16. 备注: [Redacted]



別記第3号様式

株式会社

様

高知ニュードライバー学院 代表取締役社長

給油伝票（依頼用）

①給油年月日	年 月 日
②車両番号等	
③油 種	レギュラーガソリン・軽油
④数 量	リッター
⑤給 油 者	氏名 連絡先

高知県土佐警察署長 印

----- キトリセン -----

高知県土佐警察署長 殿

給油伝票（確認用）

①給油年月日	年 月 日
②車両番号等	
③油 種	レギュラーガソリン・軽油
④数 量	リッター
⑤運 転 者	給油者(甲) 運転者(乙)

※ ①～④については、甲の立会人が記載することも可

※ ⑤については、原則自署とする

※ 給油完了後、甲は上の給油伝票（確認用）を切り離し、乙に交付する

株式会社

高知ニュードライバー学院 代表取締役社長 印

別記第4号様式（その1）

第 号
年 月 日

高知県土佐警察署長 殿

株式会社

高知ニュードライバー学院

代表取締役社長



燃料の提供について

大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定書に基づき、
次のとおり燃料を提供したので通知します。

[illegible]

品名	规格	单位	数量	单价	金额
1. 钢筋	Φ10	kg	1000	1.20	1200.00
2. 钢筋	Φ12	kg	800	1.50	1200.00
3. 钢筋	Φ14	kg	600	1.80	1080.00
4. 钢筋	Φ16	kg	400	2.20	880.00
5. 钢筋	Φ18	kg	200	2.80	560.00
6. 钢筋	Φ20	kg	100	3.50	350.00
7. 钢筋	Φ22	kg	50	4.50	225.00
8. 钢筋	Φ25	kg	20	5.50	110.00
9. 钢筋	Φ28	kg	10	6.50	65.00
10. 钢筋	Φ30	kg	5	7.50	37.50
11. 钢筋	Φ32	kg	2	8.50	17.00
12. 钢筋	Φ36	kg	1	9.50	9.50
13. 钢筋	Φ40	kg	0.5	10.50	5.25
14. 钢筋	Φ45	kg	0.2	11.50	2.30
15. 钢筋	Φ50	kg	0.1	12.50	1.25
16. 钢筋	Φ55	kg	0.05	13.50	0.675
17. 钢筋	Φ60	kg	0.02	14.50	0.29
18. 钢筋	Φ65	kg	0.01	15.50	0.155
19. 钢筋	Φ70	kg	0.005	16.50	0.0825
20. 钢筋	Φ75	kg	0.002	17.50	0.035
21. 钢筋	Φ80	kg	0.001	18.50	0.0185
22. 钢筋	Φ85	kg	0.0005	19.50	0.00975
23. 钢筋	Φ90	kg	0.0002	20.50	0.0041
24. 钢筋	Φ95	kg	0.0001	21.50	0.00215
25. 钢筋	Φ100	kg	0.00005	22.50	0.001125
26. 钢筋	Φ105	kg	0.00002	23.50	0.00047
27. 钢筋	Φ110	kg	0.00001	24.50	0.000245
28. 钢筋	Φ115	kg	0.000005	25.50	0.0001275
29. 钢筋	Φ120	kg	0.000002	26.50	0.000053
30. 钢筋	Φ125	kg	0.000001	27.50	0.0000275
31. 钢筋	Φ130	kg	0.0000005	28.50	0.00001425
32. 钢筋	Φ135	kg	0.0000002	29.50	0.0000059
33. 钢筋	Φ140	kg	0.0000001	30.50	0.00000305
34. 钢筋	Φ145	kg	0.00000005	31.50	0.000001575
35. 钢筋	Φ150	kg	0.00000002	32.50	0.00000065
36. 钢筋	Φ155	kg	0.00000001	33.50	0.000000335
37. 钢筋	Φ160	kg	0.000000005	34.50	0.0000001725
38. 钢筋	Φ165	kg	0.000000002	35.50	0.000000071
39. 钢筋	Φ170	kg	0.000000001	36.50	0.0000000365
40. 钢筋	Φ175	kg	0.0000000005	37.50	0.00000001875
41. 钢筋	Φ180	kg	0.0000000002	38.50	0.0000000077
42. 钢筋	Φ185	kg	0.0000000001	39.50	0.00000000395
43. 钢筋	Φ190	kg	0.00000000005	40.50	0.000000002025
44. 钢筋	Φ195	kg	0.00000000002	41.50	0.00000000083
45. 钢筋	Φ200	kg	0.00000000001	42.50	0.000000000425
46. 钢筋	Φ205	kg	0.000000000005	43.50	0.0000000002175
47. 钢筋	Φ210	kg	0.000000000002	44.50	0.000000000089
48. 钢筋	Φ215	kg	0.000000000001	45.50	0.0000000000455
49. 钢筋	Φ220	kg	0.0000000000005	46.50	0.00000000002325
50. 钢筋	Φ225	kg	0.0000000000002	47.50	0.0000000000095
51. 钢筋	Φ230	kg	0.0000000000001	48.50	0.00000000000485
52. 钢筋	Φ235	kg	0.00000000000005	49.50	0.000000000002475
53. 钢筋	Φ240	kg	0.00000000000002	50.50	0.00000000000101
54. 钢筋	Φ245	kg	0.00000000000001	51.50	0.000000000000515
55. 钢筋	Φ2	kg	0.000000000000005	52.50	0.00000000000002625

別記第4号様式(その2)

[illegible]

